

平成23年度 第4回 生駒市法令遵守委員会 会議録

日時:平成23年11月8日(火)午後4時10分から5時40分

場所:市役所4階大会議室

出席者:【委員】 秋田仁志委員長、河良彦委員(兼委員長職務代理者)、丹羽徹委員

【事務局】今井企画財政部長、川崎監査委員事務局長、三原監査委員事務局局長補佐、
渡辺監査委員事務局係長、森田監査委員事務局書記

案件

- (1) 委員長の選任
- (2) 諮問事項の審査
- (3) その他

会議内容

- (1) 委員長の選任

○決定事項

- ・ 法令遵守委員会規則第13条第1項の規定に基づき、委員の互選により、秋田仁志委員を委員長に決定。
- ・ 同規則同条第3項の規定に基づき、委員長が河良彦委員を職務を代理する委員に指定

- (2) 会議の公開について

○審議内容

委員長:規則第13条の第5項の規定(原則非公開)の制定趣旨は?

事務局:委員会の審議の内容として、現在多くは法令遵守制度の運用状況が主であるが、当初は、不当要求行為か否かや公益目的通報等の審議を主に考えていたので、非公開としていた。

○決定事項

- ・ 附属機関等の会議の公開に関する基準等に沿って、今後検討を行う。
- ・ それまでの間は、法令遵守委員会規則第13条第5項の規定に基づき、原則非公開とし、傍聴希望があれば審議の内容によって個々に判断する。

- (3)「生駒市法令遵守推進条例において市長等の面会記録閲覧制度の必要性について(生監第102号、平成23年11月4日)」の諮問の審議

○ 事務局から諮問の概要等について説明

○ 審議内容

委員長:いつまでに報告する必要がある、有るのか?

事務局:12月上旬までに方向性を示して頂きたい。

委員:面会記録制度について、提案議員は市長等以外に議員も適用すべきと考えているのか?

事務局:提案議員は、議員は、面談等あったとしても執行機関でないので、次に執行機関に要望するので、その時点で記録されるので、議員まで面談記録の必要はないと考えておられる。ただ、議員の中には、市長等が実施するなら議員も記録すべきとの考えの方もおられる。市長は、このような制度は設けるべきではないが、どうしても設けるのであれば議員も設けるべきとの考えである。

委員長:この諮問書では、条例第16条第1項第1号では、「施行に関する事項」となっているが、委員会の立場として良いのか？

事務局:面会制度が必要か否かは、条例そのものの改正が伴うものなので第1号を適用させた。

委員長:今回のような議論は、以前から有るようであるが、今回初めての議論なので、各委員のご意見は？

委員:提案議員は、面会の定義はどのように考えておられるのか？

事務局:提案の条例には、職務上としているだけで、それ以外は明確に規定していないが、提案議員は、のちに規則で規定したらと良いとの考えである。

委員:職務上か私的かが明確に区分できるのかが疑問である。職務時間中は、秘書課を通すことが多いのでまだ良いが、特に、職務時間外が難しい。また、職務執行上との判断がだれが判断するのとなれば、市長本人であり、他の者が異なる見解になる可能性がある。面会を記録する制度が、必要が否かと言えば、私は、そこまで必要では無いと思う。市長が悪いことをするのであれば、たとえ、面会記録制度を取り入れたとしても、防止できないと思う。また、目的との関係で、面会記録制度という手段が厳しすぎる。さらに、目的を達成するためにその手段が有効かとも思えず、また、その手段が目的達成に有効であるとも余り思えない。

委員:市長から問題点が出されているが、1から6までと7番目とは異質なものだと思う。議員も一緒に実施しようとなれば、又考え方も変わるのではないかと思う。透明化は良いことと思うが、実務上できるかを議論すべきだったと思う。

委員:なぜ今この条例提案があったのかが解らない。提案議員が述べている事件は、条例ができる以前であり、条例改正の必要性がわからない。

事務局:足湯事件の報告書では、法令遵守条例に課題が残るとされている。提案理由説明では、市長は職員に含まれており、要望等については受動的立場として規定されており、また、市長の指示は記録されないことを課題としている。

委員:そのような事件の場合、要望だから、市長は記録するはずではないのか。そこが、守れないとしているが、それは条例があるので条例違反にもなるのではないか。

委員長:まさに、このような事件を防止するために、要望記録を行うのであり、この条例で防止できるのではないかと思う。市長等の性悪説との考えであれば、面談記録制度も必要かもしれないが、市長は選挙で選ばれている政治家であり、様々のことを様々な方と接して、決断していくので、この制度によって阻害されるのではないか。また、有権者も表現の自由なども阻害されるのではないか。仮に、議員もこの制度に乗っかるとなっても、自由な活動を制限され、過剰規制ではないのかと思う。政治家である市長は、

一般の職員と異なるのではと思う。

委員：要は政治家としては、各要望を吸い上げていくのは当然であり、しなければいけないことである。それと、不当な要求とは異なる。市民は、現行の法令に適合しない要望もされるが、制度を変えればできる場合があり、一般の職員とは異なる。したがって、市長は良いが、副市長と教育長は別かもしれない。

委員長：提案者は、なぜ、副市長、教育長を入れたのか。

事務局：特別職として入れられたと思う。常勤の特別職として3人を入れられている。

委員長：議員も実施しても良いのであれば、市長も実施しても良いという考えには、問題が残るのではないかと思う。

委員長：一通り、意見が出たようである。

○今後の会議の進め方について

- ・事務局において、次回の会議までに、報告書のたたき台を作成すること。
- ・その報告書は、簡潔でシンプルでも良いので、今日の議論踏まえて、論点を整理して作成すること。

(4)次回の開催について

○決定事項 12月1日午後4時から

(5) 法令遵守推進条例の運用状況(8月～9月)の概要報告

事務局から別紙資料に基づき説明

(6) 情報公開の報告

- ・事務局から、平成23年度の完結した事項の「要望等記録兼報告書」の開示請求があり、12件を10月25日付けで部分開示を行った。
- ・委員からどういう形で公開されたのかを示して欲しいとの意見があり、次回お示しすることとなった。

以上